

(職業訓練受講給付金の受講証明を行っていただく訓練実施機関の皆さまへ)


職業訓練受講給付金支給申請書におけるマイナンバーの取扱いにご注意ください

●平成28年1月から、ハローワークでのマイナンバー収集が始まりました

- ◆マイナンバー法（*）の施行により、特定の行政機関においてマイナンバーの収集が始まりました。
*行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
- ◆ハローワークにおいても特定の分野でマイナンバーの収集を行います。
- ◆職業訓練受講給付金を受給される方のマイナンバーも収集対象となっております。
- ◆これにともない、職業訓練受講給付金支給申請書の様式が変更されました。

◆職業訓練受講給付金支給申請書

様式第3号(第17条関係)(表面)	
職業訓練受講給付金支給申請書	
①申請番号	
フリガナ	
②氏名	
③生年月日	昭和・平成 年 月 日 満()歳
④住所	〒
⑤個人番号	
⑥訓練番号	



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

平成28年1月以降、マイナンバーの記載欄が設けられました。

●マイナンバーについては、厳格な取扱いが定められています

- ◆マイナンバーは、マイナンバー法により収集できる者が限定されており、定められた者以外はマイナンバーを収集することができません。
- ◆訓練実施機関は、職業訓練受講給付金の手続に対してマイナンバーを収集・保管できると定められておりません。
- ◆訓練実施機関では、職業訓練受講給付金の受給を希望する方の職業訓練受講給付金支給申請書に受講証明をしていただいておりますが、マイナンバーを書き写したり、証明内容の控えとして、マイナンバーの記載された職業訓練受講給付金支給申請書のコピーをとった場合、マイナンバーを収集したことになり、違法となります。

●訓練実施機関の皆さまにおかれましては、以下の点にご留意ください

- ◆職業訓練受講給付金支給申請書にマイナンバーを記載するのは、申請書を提出する方がハローワークに給付金を支給申請を行う際に記載すればよく、受講証明を行っていただく際にはマイナンバーは不要であるため、申請書を提出した方に対してマイナンバーを尋ねたり、マイナンバー記載欄へマイナンバーの記載を求めないでください。
- ◆既にマイナンバーが記載された職業訓練受講給付金支給申請書の受講証明を行う必要がある場合は、マイナンバーを見ることは問題ありませんが、マイナンバーを書き写したり、コピーをとったりすることはできません。管理上、受講証明内容の控えとしてコピーをとる場合は、マイナンバーの部分の復元できない程度にマスキングする又は削除するなどマイナンバーを収集することとならないよう細心の注意を払っていただくようお願いします。

【マイナンバー制度関係資料】

- 厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>
- 内閣官房ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- 個人情報保護委員会ホームページ
<http://www.ppc.go.jp/>

【マイナンバー総合フリーダイヤル】

◆電話番号：0120-95-0178（無料）

※一部IP電話などでつながらない場合（有料）

- ・ マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405
- ・ 「通知カード」「個人番号カード」に関すること 050-3818-1250

◆受付時間：平日 9:30～22:00 土日祝 9:30～17:30（年末年始12月29日～1月3日を除く）